

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第121回）議事録

令和5年9月26日（火）
10時00分～12時00分
WEB会議

[出席者]

（委員）浜田委員、島田委員、石黒委員、是川委員、近藤委員、仙田委員、戸田委員、
永田委員、長山委員、西村委員、真嶋委員、松岡委員、毛受委員（計13名）
（文化庁）今村国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、増田日本語教育調査官、
松井日本語教育調査官、文部科学省総合教育政策局国際教育課平山専門官、ほか関係官

[配布資料]

- 1 第120回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項（案）
- 3 認定日本語教育機関への実地視察について（案）
- 4-1 認定日本語教育機関教育課程編成のための指針（案）
- 4-2 言語活動別の目標3分野（案）
- 5 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第3回）
主な御意見
- 6 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項（案）
- 7 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関への実地視察について（案）
- 8 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコア・カリキュラム（案）
- 9 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する
ワーキンググループ（第3回） 主な御意見
- 10 登録日本語教員資格取得のための小学校等における実践研修（教壇実習を含む）の在り方
について
- 11 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの審議状況報告
- 12 日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントに寄せられた主な御意見
- 13 日本語教員試験試行試験の協力者募集について
- 14 令和6年度概算要求（日本語教育）について

[参考資料]

- 1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 2 日本語教育機関認定法の省令等のパブリックコメント資料
- 3 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準（案）
- 4 令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関実態調
査研究報告書
- 5 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 6 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2～14について説明があり、意見交換を行った。
- 3 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、第121回日本語教育小委員会を開会いたします。

本日は御多用のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々も、オンラインでこの会議を御覧になっておりますので、御承知おきください。議事に入ります前に、定足数と配布資料の確認をいたします。事務局お願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員総数16名に対し13名に御出席いただいております。したがって、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

配布資料についてですが、全部で15点と多くなっております。このうち、配布資料1の「前回議事録(案)」については、追っての掲載となります。また、配布資料12について、一部差し替えがございましたので、傍聴の方には申し訳ありませんが、この会議開催中にホームページに掲載させていただきます。御了承ください。

また、御報告ですが、事務局に異動がございました。9月1日付で、国語課長に今村聡子が着任しております。よろしくをお願いいたします。

○浜田主査

議事に入ります前に、配布資料1の「前回の議事録(案)」についてです。御出席いただいております委員の皆様には御確認をいただきまして、修正の必要がございましたら、1週間後の10月3日火曜日までに事務局まで提出をお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定については、主査に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、早速、議事に入りたいと思います。日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つである、認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの検討状況について、座長の戸田委員より御報告をお願いいたします。

○戸田委員

認定日本語教育機関の認定基準等に関するワーキンググループでは、これまでに、認定日本語教育機関に関する省令等の案について、検討してまいりました。8月に行われた第3回ワーキンググループでは、認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項の案と、実地視察についての案、また、教育課程編成のための指針の案について検討いたしました。

教育課程編成のための指針の案については、これまで、仮称として、コアカリキュラムとしていたところですが、学習項目や学習内容を規定することは、多様性を認める日本語教育にそぐわないと考えられる一方、教育内容のばらつきという課題もあり、一定の水準を担保していることを確認する方法として、本指針の案に至ったものです。

具体的内容は、事務局より説明いたします。事務局、お願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

それでは、配布資料2、配布資料3、配布資料5について、説明をさせていただければと思います。

まず配布資料2「認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項(案)」ですが、前回のワーキンググループで御議論いただいた内容の意見を踏まえて、修正させていただいたものを資料としております。

次の1ページを御覧いただきたいと思います。こちらの資料の位置付けですが、法令形式ではないのですが、来年度以降、教育機関の認定を行う際に、審議会の方で実際の省令案、法律や政省令に基づいて審査をするときの確認事項をあらかじめ定めておいて、逆の意味では定めておくことによって、認定を受けようとする方たちの事前のチェックもできるということで、このような形で定めようとしているものです。

具体的には、2ページ以降を御覧いただければと思います。基本的には、法律や省令に基づいて出来てくるものなので、こちらの方も省令と同じように「留学」、「生活」、「就労」に分かれます。「留学」、「生活」、「就労」で、かぶるところも多いので、基本的には留学のところで説明をさせていただいた後に、「生活」、「就労」の個別の部分について、説明をさせていただきたいと思います。

まず、2ページの教員と職員の体制でございますが、校長の運営に関し必要な見識の具体的な項目として、「イ」から「ホ」の5項目を挙げておりまして、法令や人事、生徒管理などといった観点で確認をしたいということを考えておりますが、(2)で、校長の要件をもう一つ、教育に関する業務の経験ということを挙げております。教育というのが何を指してくるかについては、一条校ではない教育機関としては日本語教育全般と、そうした学校を少し含む機関のような考え方。ただ、学校ではない、例えば、保育所だとか学習塾は入らないという整理としたいと考えております。

校長・副校長が常勤でない場合の考え方を(3)で示しております。

(5) 主任教員の役割としましては、正に教育課程や学習指導など、指導的な立場で行うということで、そうした観点で、他の教員の監督を行うにふさわしい知識を有するかの確認をするということで考えております。

(6)と(8)ですが、こちらの日本語教育機関に関しましても、校長というのは、基本的にその機関の責任者として、指導的な立場で教育課程などに取り組んでいただくということになるのですが、そうした考え方でいきますと、校長と主任教員は別の方とするのが基本だと思われませんが、兼任をする場合は、その妥当性を慎重に判断していくということです。兼任をするような場合は(8)にございます。

(8)は、教員1人当たりの上限の時間数ということで、普通の教員の方、1年以上の方は25単位時間になりますが、主任教員は20単位時間、そして、校長や主任教員を兼ねるという場合についてですが、ここはワーキンググループの間でも議論がございまして、16単位時間と書いていたのですが、それぞれの役割を踏まえて、兼任がどこまでできるかという部分もございまして、今は8単位時間ということで考えております。

(9) 研修の体制ということで、実際にどのような研修計画が出来るかということで、具体的に機関内外の研修への参加や年間のOJTを含む研修、人材育成計画などを確認するというところで考えております。

次のページ、留学の部分の施設及び設備ですが、(1) 維持及び環境で、教育機関として教育にふさわしい場所であること。校舎に関しては、授業を行うということで構造、例えば、耐震性であるとか、そうした必要な基準、ものを備えていただくということを考えております。

(2) 校舎に備えるべき施設としてのトイレです。生徒数に応じて、男女均等にとということですが、昨今の多様な考え方への配慮も必要であるという御意見がございました。

(3) 教室の在り方としては、基本的には、地下などではないということですが、例外規定として、地下の教室の場合の考え方を記載しております。

次の7ページは日本語教育課程です。(1) 6か月以上のところは、最終的にB2以上ですが、しっかりと十分な教育内容が提供できるかということの確認をしたいということ。仮に1年課程ではない教育機関、修業機関の場合は、1年に換算した場合の授業時間数を確認するとしております。

次のページ、4番、学习上及び生活上の支援体制ということは、生活指導担当者の役割、そして(2) 健康診断では、どのような検査を行うか、学校保健安全法施行規則の例を出していますが、

こういうことを具体的に見ていくとしております。

今までの「留学」でありまして、「就労」、「生活」で「留学」と違うところだけ説明したいと思えます。9ページ(5)ですが、主任教員の役割として、「就労」、「生活」の課程を設置する認定機関の場合については、そうした企業や自治体と連携をして教育課程編成するといった、コーディネーターとしての知識・技能を有することを、「就労」、「生活」の特徴として確認をしたいと考えております。

12ページ施設及び設備ということで、「就労」、「生活」の場合、様々な校舎で授業を行うということがありますが、(6)のように教育を行う場であるということですので、やはり騒音がないことなど、授業の実施に適した場所であることを、どのような場所であっても確認したいと考えております。

(7)ですが、何らかのそうした校舎以外の場所で授業を行う場合につきましては、何らかの取決めをするということで、形式は問わないですが、形として求めたいと考えております。

14ページを御覧いただきたいと思えます。学習上及び生活上の支援体制ということで、就労も生活も、例えば、企業や地方公共団体との連携を求めるといふのを省令で書いております。具体的には、教員の派遣といった何らかの実績を確認するということでもあります。

15ページ以降ですが、設置者の要件で、経済的基礎や社会的信望を有するとはどういうことか、かなり技術的な話が多いのですが、経済的基礎を有するということはその方が安定的に教育機関を設置運営できるかという観点で、見ていくということでおおむね捉えていただければと思えます。

続きまして、(3)社会的信望も、どのようなものを指すのか分かりにくいという御意見がございましたが、基本的には、教育を行うことにふさわしいという方。ここに列挙しているのは、本当にふさわしくない方ですが、まず、こういうことには該当しないかということを確認するということでありまして、この辺りの考え方は、現在の法務省の告示の考え方を、基本的には踏襲しております。

続きまして、配布資料3「認定日本語教育機関への実地視察について(案)」です。教育機関が認定をされた後の話ですが、実地視察を行い、機関の質の担保を行っていきたいということで、前回のワーキングで御議論いただき、審議会として実地視察の基準を考えているものです。こちらは、法律に基づく、例えば、検査や調査ではないということ、まず申し上げておきたいと思えます。趣旨としては、正に日本語教育機関の教育水準の維持・向上を図るためということ、目的としております。

実地視察方法でございますが、(1)で、どういうところを見に行くか、※のところを書いております。実施体制としては、事務局と審議会の委員で行っていただきますが、例えば、定期報告に基づき、ここは確認したほうがよいと考えられるところ、また、素晴らしい教育内容を行っていると思われるところを見ていくということになります。数はどの程度かということですが、こちらは、実際の実施状況を見ながら考えていきたいと思えます。

(2)に、どのような観点で確認をするかということで、教育内容が中心となりますが、(2)で列記していることを、基本的には運用をするという内容であります。

実際には、来年度以降は文化庁から日本語教育が文部科学省に移管されますので、別の審議会で行う可能性が高いわけでありまして、その審議会の中では、実地視察には2名以上で行っていただき、誰が行っていただくかも、審議体の長に決めていただくということでもあります。

次に(7)留学の場合は、必要に応じまして入管庁の協力を求めることができるとしてあります。

最終的に何か発見をしたという場合に関しましては、是正措置を行いますし、法令違反についての意見を述べることもできるとしてあります。

配布資料5を御覧いただければと思えます。「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ(第3回)主な御意見」はワーキンググループの前回の御意見をまとめたものです。審議会の確認事項につきましては、今の説明の中で触れさせていただきましたので、次のペ

ージを御覧いただければと思います。

全体に関することとしては、教育課程については、例えば大学の学生便覧といったものを、しっかりと各機関がインターネットで公表して、どういう教育を行っているのかが分かるような体制にすることが望ましいのではないかと御意見がございました。

また、教育課程編成の考え方では、到達目標と学習目標の違いの説明、また例えば、留学では、二つ目ですが、学習に対する意欲・態度について、自立的な学習意欲、学習態度を醸成していくということが、教育の中に盛り込まれていくことには賛成であるという意見もありましたが、それに関しては、御意見が幾つかございました。

就労に関しましては、やはり教育課程編成の際に、雇う側の目線が、どのくらい入っているかという観点、そうしたニーズをどうやって踏まえていくかを、こうした課程の考え方の中にも入れた方が良いのではという御意見がございました。

また、課程の到達レベル、到達目標、留意点については、特に「就労」、「生活」の方では、5つの言語活動の中に、例えば、ある言語活動だけは非常に高いレベルで備えながら、ほかのところと、少しでこぼこした形になっている場合があつて、どのような到達レベルとし、どのように記載をしていくかということについて、表現の工夫が必要ではないかという御意見がございました。

また、レベル設定、学期に関することでは、「就労」、「生活」分野では、学期ではないというところがありますので、期間とするなど工夫が必要ではないかという御意見がございました。

学習内容に関することとして、生活では、例えば、生涯学習の観点や、学習内容に関しましても、公共サービスの利用や民間サービスの利用などといった内容も盛り込んでどうかという御意見がございました。

最後に、3つの分野ごとの言語活動別の目標ということで、学習時間や総学習時間、どのような学習が必要かを分かりやすく示した方がよいのではないかと御意見があったところであります。説明は以上です。

○齊藤日本語教育調査官

続いて、教育課程編成のための指針案について、説明いたします。配布資料4-1「認定日本語教育機関教育課程編成のための指針(案)」と、4-2「言語活動別の目標3分野(案)」でございます。

まず、4-1ですが、本指針の案につきましては、先ほど、戸田座長から御説明がありましたとおり、教育課程を編成する際のよりどころとして、共通的に要件を示すことで、教育の水準を確保するということを目指したいと考えております。

留意点として、多様性を尊重するという一方で、各機関が責任を持って日本語教育に取り組むこと、それから、枠組みを構築するという一方で、教育の質の保証を目指したいと考えております。

ですが、まず、教育課程における確認事項として示しております。

続いて、「留学」、「就労」、「生活」、それぞれの分野において、必要な要件を示しております。この要件というのは、番号でいいますと1番から9番で、こちらの項目は分野共通のものです。内容は、それぞれの分野の特性を踏まえて、共通な内容になっているものと、それぞれの分野の特性を踏まえた内容になっているものがございます。

まず留学分野では、高等教育機関への進学ですとか、日本での就労を希望するといった目標、それから、教養や自己研さんといったことで、日本語を勉強したいという目的があります。幅広い目的に沿った教育内容を行うことを目的と考えるとしています。この留学分野での課程の編成に当たっては、このような特性を踏まえて、教育課程を編成していただきたいと考えております。

4ページも、教育課程編成の考え方です。ワーキンググループで頂いた御意見を踏まえまして、赤字で修正をしておりますが、自律的に学習する能力の促進について到達目標や学習内容に盛り込んでいただきたいと考えております。

続いて2. の課程の到達レベルですが、当該課程が目標とする到達レベルは、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動、それぞれの到達レベルを踏まえて、総合的に設定するとして、到達レベルとともに、到達目標を具体的に設定するというを示しております。

5 ページです。到達レベルに必要な就業期間、学習時間を設定し、その就業期間、学習時間を必要な期間に区切るということで、レベル設定・学期となります。

教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに、学習の評価の機会を設けていただきたいということで、一定の期間ごとに区切りを設定し、レベルを設定することとしております。

続いて、学習の内容です。(1) (2) を必須のもの、(3) を推奨される学習の内容としております。

授業科目ですが、教育課程の編成に当たっては、五つの言語活動を扱う授業科目を設置していただきたいとしております。その際、聴解や会話などの個別の言語活動を扱う科目だけでなく、当該課程の目的や目標とする日本語能力に応じて、複数の言語活動を組み合わせた、言語活動統合型の科目を設置していただきたいと考えております。

そして、教材を適切に選定、あるいは作成をしていただき、さらに評価となります。学習成果の評価は、あらかじめ定めた期間、レベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うということを示しております。また、単元ごとの評価も、必要に応じて実施していただきたいと考えております。

評価方法は、単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じてパフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物評価なども、適切に組み合わせて実施をしていただきたいと考えております。

次のページです。課程の修了要件につきましても、あらかじめ適切に設定の上、学習者と共有をしていただきたいと考えております。

続いて、就労分野についてです。教育課程編成の考え方から課程の修了要件まで項目は共通です。内容について、特性に沿ったものとなっております。特に就労分野は、企業や雇用主等の職場や産業界のニーズを踏まえた学習内容、教育課程の編成の在り方を考えていただきたいということを示しております。

課程の到達レベルを設定し、到達目標を具体的に設定するということは共通しておりますが、例えば、課程の到達レベルの設定に際しては、個々の学習者に応じて、課程の就業期間の一部を履修するような場合に、一部の言語活動で設定した到達レベルと、ほかの言語活動の到達レベルに大きく異なりがある場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないように留意していただきたいと考えております。

必要な就業期間、学習時間を設け、さらに定期的に学習評価の機会を設けていただくために、一定の期間ごとに区切るということは共通しております。

そして、学習の内容ですが、(1) それから(2) は必須とし、(3) の推奨する学習の内容としは、例えば、就労慣行やビジネスマナーといったものを盛り込むということを考えております。

授業科目も基本的な考え方は同じでございますが、個別のニーズに応じた課程を編成する場合は、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もあると考えております。

適切に教材を選定、あるいは作成し、学習成果の評価を行うということは共通しております。そして、課程の修了要件を適切に設定し、あらかじめ学習者と共有するというを考えております。

生活分野につきましても、基本的な項目は共通しております。編成の考え方について、特に生活分野は、地域社会で自立した生活を送るための日本語能力を身に付けるということと、生涯を通じて日本語を学び、管理する力を身に付ける。課程修了後も、自律的に日本語学習を続けることができる能力を育成するというを目的と考えております。

課程の到達レベル、それから到達目標の設定の考え方は、先ほどの就労分野と同じです。必要な

就業期間、学習時間を設定し、レベルを設定し、一定の期間ごとに学習の評価の機会を設けていただくということも同じです。

学習の内容ですが、(1) (2) は必須とし、(3) 推奨する学習内容は、こちらに記載してあるような内容を盛り込んでいただきたいと思いますと考えております。

授業科目も、先ほどの就労分野と共通しております。

続いて教材ですが、適切な教材を選定、あるいは作成していただき、8. 学習成果の評価とて、定期的に学習の成果の評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

課程の修了要件につきましても、適切に設定をし、あらかじめ学習者と共有をしていただきたいと思いますとしております。

配布資料4-2「言語活動別の目標3分野(案)」は、各分野の学習時間等の目安、それから、言語活動別の目標を具体的に示したものとなっております。御説明は以上です。

○浜田主査

ありがとうございます。認定日本語教育機関については、この後、文部科学省の下に置かれた審議会で認定審査をされるということですが、その確認事項、それから認定後の実地視察、そして同じく確認事項の教育課程について御説明をいただきました。ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から、御質問、御意見をお願いしたいのですが、本日は時間が非常に限られておりますので、まとめて御質問、御意見を頂き、最後に事務局から、まとめて御回答いただくというようにさせていただきますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見がおありの方は、挙手ボタンにてお知らせいただきたいと思います。西村委員、その次に真嶋委員、お願いいたします。

○西村委員

幾つかあるのですが、配布資料2の3ページで、認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項ということで、校長又は副校長と主任教員を兼ねる場合は、8単位時間という数字が出ています。私の周りで8時間だと困るという話を聞いているわけではないのですが、小規模な機関の場合、もう少しコマが必要といった機関もあるのではないかと想像しております。ですので、少し慎重に聞き取りなどした上で、判断された方がいいのではないかと、個人的な意見を持っております。

それから、配布資料3に関しまして、教育課程の編成のための指針の中で1ページから、教育課程という言葉が使われて説明されているのですが、改めて見直してみたときに、従来「コース」という言い方をしていたのが、「教育課程」という言葉に変わっています。これによって、コースと課程というものが、置き換えが可能なのか、微妙に違うのか、もし違う部分があるのであれば、そういったことを、今後、丁寧に説明いただいた方がいいのではないかと思います。

それから、7ページのところで、区切りを定めて評価をするというお話がありましたが、学期を区切りにして、その学期ごとに評価をしていくということと、レベルを区切りにして評価をしていくと、学期とレベルが一致しない場合もある。その両者をきちんとそろえて評価するというものもあると思うのですが、それぞれカリキュラムとして整合性が取れていれば、どのような形でも構わないと、私は理解しているのですが、その認識で正しいでしょうか。

○浜田主査

校長の授業時間数、教育課程、コース等の用語の整理、それから、区切りについての御質問ということでした。

では、真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

西村委員が最初に御指摘になった、配布資料2の3ページのスライドの教員の担当授業数ですが、1年未満の方は最大20単位時間、1年以上の方は25単位時間という数字が出ていたと思います。これは、多過ぎるのではないのでしょうか。もちろん、いろいろなケースがあろうとは思いますが。立場によって、例えば、学校の経営側の立場とか、それから人によっては、非常勤の先生によっては、コマをたくさん持ちたいという方もいらっしゃるように伺ったりもしているのですが、単純に考えて、25単位時間を担当すると、1日に5コマの授業をするということで、その準備の時間も考えますと、非常に多いのではないのでしょうか。

そもそも、この検討に入ったときの検討の目標に、日本語教育の質の向上ということがあったと思いますので、以前の法務省告示のときと同じ数字が、ここには挙がっていると思いますが、それで向上が望めるのかどうか、非常に疑問に思っております。燃え尽き症候群にならないのかとかいうこともありますし、もしそうであれば、根本的には時給を上げていただければいいのではないかと思います。でも、それをどのように実現していくのかということの検討が、この委員会ではないと思いますが、考えていくことが、もしかしたら日本の社会全体で必要かもしれません。

したがって日本語教員を養成する立場から考えましても、日本語教師になりたいという人が、希望を持てるようなライフワークバランスの取れた日本語教員の在り方といいますか、教師を志す若い人たちが、希望を持てるような形になればと思っております。意見です。

○浜田主査

質の向上をいかに実現するかという御意見でした。

では、続きまして近藤委員、その後、長山委員、石黒委員、お願いいたします。

○近藤委員

配布資料4の就労分野の教育課程編成の考え方について、質問させていただきます。14ページです。2項目の赤字の部分に、企業・雇用主等の職場や産業界のニーズと書かれているのですが、ここに学習者、ビジネスパーソン、あるいは就労者のニーズというものを、もう少し入れてもいいのではないかと思います。

それから、ここに入れるかどうかは分からないのですが、産業界や職場が、ニーズそのものを把握していない場合もあるので、日本語教師がしっかり提案していくという主体的な役割があるはずなので、その辺りも教育課程編成のどこかに入れられたらいいのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。ニーズについての御意見です。では、長山委員、お願いいたします。

○長山委員

私からは、2点ございます。

配布資料2の、校長と設置者の要件のところ、多文化共生的な視点を入れていただいたのは、良かったと思います。質問ですが、日本語教育推進法のところで理解があるという書き方をしていますが、ロードマップですとか、総合的対応策という言葉そのまま入れてもいいのではないかと思います。何かこの言葉を入れない意図があるのであれば教えてください。

もう一点は、今、近藤委員の御指摘もあった、配布資料4の14ページと、15ページの、教育課程就労分野のところ、企業・雇用主は、学習者と教師ということだけではなくて、企業側の視点を入れてもらったということでは、課程の編成というところではいいと思うのですが、もう一点、15ページ目の三つ目の丸、課程の到達目標のところ、カリキュラムを作っていく上での到達目標を、具体的に Can do を作っていくときにも、当然のことながら、その企業・職場で何が要

求されているのかを踏まえた上で、作っていくものだと思いますので、ここにも、企業の視点的な要素を入れていただいた方がいいと思います。よろしくお願いします。

○浜田主査

ロードマップと施策への理解を含めるかということ、そして、到達目標にも企業の視点をという御意見でした。では、石黒委員、お願いいたします。

○石黒委員

配布資料2の3ページのところで、私も、西村委員がおっしゃるように、実態を踏まえるということは大事だと思います。しかし、やはり質の高い教師を育てるということを考えると、少し無理があるのではないかという印象を持っています。

それに加えて、少し心配なのが、校長や副校長が、単独でなされた場合はどうなるのか。つまりここでは、校長と副校長と主任教員を兼ねる者と書いてあるのですが、逆に校長、副校長を、単なる教員と考えて、別々にして、むしろコマ数を増やすと言うことになると、肝心の業務がおろそかになってしまうと思えたので、その辺り、調整をお願いできればと思います。

それから、配布資料4-1の5枚目の上のところで、課程の到達レベル・到達目標となっているのですが、今回、「日本語能力に関する」と一番上のところで削っています。そうすると、読んでいて分かりにくいです。当該課程を通して目標とする到達レベルとあり、ここで「目標」と出てきて、到達目標を設定するということが自体が私には不自然に思えてしまいました。むしろ、当該課程を通して到達すべき到達目標をまず設定し、それに合わせて到達レベルが来るというように、順序を逆にして明確にした方がいいと思いました。

同じものの8枚目で、ストラテジーに関わるところです。(1)の二つ目に、「言語知識の定着にとどめず」という言葉を入れてくださったことは、適切かと思うのですが、「方略(ストラテジー)」というものをどう考えるかだと思います。私が解釈する外国語学習における方略(ストラテジー)能力というのは、当然、母語ではない言語で話をするとなると能力に限界があって、不自由な面があるわけですが、そうしたものを乗り越えてコミュニケーションしていくための、簡便化されたやり方というように、私自身は思っています。そうすると、言語知識とストラテジーというのは、かなり距離があるような気がします。つまり、言語知識の定着にとどめず、言語の運用能力、特に方略(ストラテジー)能力というように流れていくのかなと思いました。

以上、3点よろしくお願いします。

○浜田主査

ありがとうございます。

松岡委員のお手が挙がっています。松岡委員までで、一旦、切らせていただきます。

○松岡委員

2点です。1点が、私の読み方が変なのかもしれませんが、留学でも就労でも生活でも、5技能別に修了ということは不可能なのか、確認をお願いします。

もう一点が、配布資料4-1の23ページに、「管理する力を身につけ」というところが、丸の一つ目の真ん中辺りに入っていますが、この管理する力というのは、何を指しているのか分かりにくいので、御説明をお願いしたいと思います。同じ23ページに「生涯を通じて日本語を学び、管理する力を身につけ」とありますが、何を管理するのが、よく分からないので、説明をお願いします。

○浜田主査

では、時間の関係で、全ての御質問にはお答えできないかもしれませんが、事務局の方からまとめて、御対応をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

まず、配布資料2、3に関連するところでお答えしたいと思います。西村委員の兼任のところは、またよく調査、研究をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

真嶋委員や石黒委員から頂いた25単位時間は、確かに多いように感じるところもあるかもしれませんが、こちらは上限であるというのと、現実問題、一条校などでも、このぐらいの時間数はやっているとところもあるかもしれません。その一方で、今後、教員の方に関しては、教育機関として研修機会をしっかりと提供していただくことも併せて行ってまいりますので、実際に先生たちの能力アップということでは、そうしたところと併せて見ていきたいと思っております。

長山委員から頂いた質問ですが、多文化共生という言葉を、どのように基準に落とし込むかというところは、事務局でも考えまして、こういう法律に基づくものであるということが書きやすいということがありましたので、推進法の中身を入れております。そういう意図があります。

石黒委員から頂いた、校長と教員が兼任する場合についてですが、例えば、日本語教育機関も様々なものがあって、個人経営のような機関では、校長先生が主任教員を兼ねているような場合は、なくはないのかもしれませんが。その場合であっても、校長の役割や主任教員の役割がきちんと果たしているかということも併せて、認定の際に確認することになります。学校の規模も、ある程度多様性があることを踏まえて、そうした役割がきちんと果たせるかというのは、認定の際に確認をするということとなると考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。議事1については、ここまでとさせていただきたいと思えます。

では、議事2でございます。同じく日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つである、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループの検討状況について、座長の永田委員より報告をお願いいたします。

○永田委員

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループでは、審議会確認事項並びに実地視察について検討し、実践研修先として、小中学校を対象とする場合についての検討を行いました。

また、第3回のワーキンググループから、登録日本語教員養成コアカリキュラムの検討を始めました。登録日本語教員養成コアカリキュラムは、平成31年にまとめられた、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（改定版）」で示された、日本語教師の養成段階に求められる資質・能力を身に付けるために必須の教育内容として、具体的にどのような内容を学ぶことが期待されているかをまとめていくものです。こちらは、今後予定されているワーキングでも、引き続き検討を行い、登録における審査で活用することを目指しております。

こちらのワーキングにおいても、資料がかなり大部となりますため、ポイントをかいつまんで、事務局の方から報告をお願いできればと思います。

○小林日本語教育推進室長

それでは、配布資料6、配布資料7、配布資料9の説明をさせていただければと思います。

まず、配布資料6「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項（案）」を御覧いただければと思います。こちらは、ワーキンググループで、先日、御議論いた

だいたいのものを現段階で整理しているものです。

2 ページを御覧いただければと思います。実践研修の観点での確認事項です。1 番目ですが、実践研修の科目の実施方法に関しましては、コアカリキュラムに照らしまして、シラバスにより科目の指導者や教材など、そうした体系性、評価方法というものの適正性を確認するということとなります。

(3) の部分に、オンラインで行えることも記載をしていますが、どのような形態かということで、基本的にある程度、双方向性を確認するなど、具体的にはどのようなやり方を記載しております。

2 番、指導体制に関する事項で、(1) 指導者の要件で、日本語教育に係る学位、日本語教育に関する研究実績ということですが、これの日本語教育に係る部分について、「日本語教育学のみならず」とし、教育学や言語学など、日本語教育に関連する学位や研究実績の確認をしていきたいと考えております。

(2) 指導者の要件で、登録教員になることを希望する者を対象とした研究・授業という部分ですが、実践研修に類するものや教授法に関する研究・授業、実践的な技術の習得など、そうしたものにつながるものであることを確認することと考えております。

3 番、教壇実習に関して(1) 教壇実習に関する科目ということで、教壇実習機関が開設する、通常の日本語教育課程の一部に相当する実施形態はどのようなものかの要件ですが、実際に外国人等の生徒を募り、教壇実習機関が開設する課程として位置付けられたもので、その中で教壇実習をするということを確認することとしております。

(2) 授業の補助という部分ですが、教壇実習においては実際には補助をするのではなく、受講者自身が教壇に立つものであるということをしかりと表現できているかを確認することと考えております。

(3) 教壇実習機関と登録実践研修機関が協定を結ぶということに関しまして、どのような観点で協定を結んでいただくかということで、正に円滑に教壇実習に関する科目を実施するために必要な事項として、内容、期間もそうですが、受講者の評価方法などを含めた協定というか、取決めをされていることを確認したいと考えております。

次のページです。(6) ですが、教壇実習を外国で行うことの要件でありまして、実際に教壇実習機関の教員が、受講生の実習の支援に当たる場合どのような要件が必要かということです。こちらは、例えば、受講者の実習支援を行うには3年以上の日本語教育の経験が必要であり、その経験を有すること、実習機関の指導者の指導の下に実習支援を行うことという形でできるか確認をしたいと考えております。

4 番、評価ですが、実際に適切な評価項目、評価基準を定めて、責任者である指導者を中心に評価を行い、機関として最終的な確認を行ったということで、評価を行っていただけるかどうかというのを、確認をしたいと考えております。

5 番目、経費については、安定的にちゃんとできるかという観点で確認をしたいと考えております。

次の教員養成機関の方でございますが、こちらの科目の実施方法に関しては、(1) ですが、こちらは、実践研修と同じで、正にコアカリキュラムに照らして、シラバスで確認をするということで、実際にどのような教材や教授者、体系性が出来ているかというのを確認するということとなります。

(3) ですが、通常の受講者が、授業時間の2倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせることができるカリキュラムとなっているかというところがあったと思いますが、実際には、どのような科目の設定をしているかということを中心に確認をしまして、実際には、例えば、時間の管理、授業時間外の学習管理を行うかとか、課題を課すことを確認するかみたいなものではなく、どのようなカリキュラム内容として設定をしてくれているかという観点で、確認をしたいと考えてい

ます。

2番目ですが、養成課程の体制に関する事項、(1)のところですが、これまで、こちらの審議会の確認事項よりも一つ上のところで、実は養成課程に必要な教員数は3人ということがございましたが、こちらは法令の関係で、この審議会の確認のところで確認をしたいと考えておりましたが、最終的には、就学人数に応じた本務等教員数が配置されて、最低3人を上回っているかということで、確認をしたいと考えております。

(2)ですが、本務等教授者に関しましては、いろいろなところで勤務をされる先生がいらっしゃるのですが、二つの教員養成機関で本務となっているというのは、矛盾をしてしまいますので、そうしたことがないかということで確認したいということと、本務の考え方というのは、また勤務時間数等々で確認をするということとされております。

(3)ですが、本務等教授者に関しましては、恐らく、いろいろな業務をされていることもあると思いますので、養成課程の業務にのみ専ら、本務として従事をしていることまでは求めないということで、実際にその教育機関で本務ということ等の確認ができるかということで考えておるところです。

3の評価を経費の維持方法に関しては、実践研修機関の考え方と同じであります。

続きまして、配布資料7であります。こちらについても、先ほどの認定機関と同じように、実地視察を審議会が行うということを考えておりましたが、こちらの目的は、先ほどと同様で、養成課程や実践研修機関の水準の維持・向上のために行うというものであります。

2番目の実地視察方法の(1)、例えば、行う対象であったりとか数に関しましては、実際に毎年、体制を踏まえて検討するというので、報告であったりとか、課題や好事例が得られるものを中心に選定をしたいということになります。

(2)どのような観点で見るとかということに関しましては、正にきちんと教育内容が果たしてできているかという観点を、(1)にも挙げておりましたが、そういう観点で確認をするという趣旨であります。

次のページ(3)から(9)は先ほどの認定と考え方は同じです。こちら(9)にもありますが、改善すべき事項に関しましては、当然のことながら是正措置を行う。実地視察においては、例えば、(8)にあります。必要に応じてヒアリングなども行っていければと考えております。

4番ですが、法令違反があった場合には、審議会として文部科学大臣に意見を述べるということができるとも考えております。

配布資料9「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ(第3回)主な御意見」を御覧いただければと思います。様々な御意見がございましたが、かいつまんで説明していきたいと思っております。

まず、審議会の確認事項ということで、指導体制、例えば、研究業績の範囲について、様々な御意見がありまして、例えば、シンポジウムなどの講演を含むことができないかとか、あとは、実践研修にむしろ絞るべきではないかなど、そういう様々な御意見があったところです。

教壇実習に関する科目に関する事項としては、実践研修機関のところに関しては、評価の方法を、どのように設定していくべきかという観点で、御意見がございました。

次のページを御覧いただきたいと思っております。この後の3か所の説明をさせていただければと思いますが、登録日本教員資格取得のための小学校における実践研修というところで、基本的な考え方として、教育委員会との連携など、実際に受入れることができる学校のリストを整備すべきだとか、小学校での教壇実習を認める場合の要件として、ある程度、実際にそういう理解をした上で赴くべき。そしてまた、送り出す側の実践研修側も、そのようなことに理解があるところで行うべきということ。ここは、本当に様々な御意見があったところであります。

コアカリキュラムに関するところ、全体に関することとしては、今回は50項目とありますが、まず科目をそろえるのではなく、日本語教師に求められる資質・能力の知識・技能・態度を踏まえ

たカリキュラムとなるようにという御意見がありました。また、主専攻で課程を行っているところの意義を、どう考えるべきであろうかという御意見もございました。

最後に実践研修について、実際には教員養成課程のどのような科目を学んだ後に、実践研修を受けるべきか、例えば、大学では留学する場合なども踏まえ、柔軟なやり方もできるのではないかとという御意見もございました。説明は、以上でございます。

○石澤養成研修専門官

引き続き、登録日本語教員養成コアカリキュラムについて御説明いたします。永田座長の御説明にもありましたが、登録日本語教員養成コアカリキュラムは、平成31年にまとめられた、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）（改定版）」で示された、日本語教師の養成段階に求められる資質・能力を身に付けるために必須の教育内容として、具体的にどのような内容を学ぶことが期待されているかについて、まとめていくものです。

この報告の中では、知識・技能・態度の観点から、日本語教師が養成段階終了時に、身に付けておくことが求められる資質・能力が示されていました。これを前提として、どのような内容を学ぶことによって、日本語教師の学びが実現できるのかを、さらに、具体的にお示ししていくものが、コアカリキュラムであります。また、このコアカリキュラムは、登録時の確認・審査で活用することを想定しております。

1ページ目に、このようなことに関わる場所として、これを前提として進めている内容の基本的な考え方を書いておりますが、このコアカリキュラムは、本委員会の参考資料4にあります、「令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関実態調査研究報告書」を踏まえて、準備しております。

こちらの実態調査研究報告書というのは、現行の日本語教師養成等の状況を把握するため、実態調査及びヒアリング調査を行っていただいています。そのまとめの結果を踏まえて、この結果を利用して、必須の教育内容と日本語教育の参照枠の対応付け、また、50項目の下位項目の詳細等をまとめていただきました。この結果を活用して、登録機関の審査事項、確認事項について議論を進める予定で、現在、コアカリキュラムを準備しているところです。

したがって、ここで示すものは、日本語教師養成段階修了時に身に付けておくことが求められる基本的な事項であり、日本語教師初任及び中堅段階の教育内容には言及しておりません。それ以降については、今後また別途、機会を設けて検証していくことが必要となります。

では、現時点ではどのようなことを議論しているかといいますと、実践研修と養成課程で必須の教育内容50を、どのように位置付けるのか確認し、全体目標、学習項目、到達目標の形でまとめていくということを確認したところです。今後、先に述べた報告書で示された、学ぶべき内容の詳細が、到達目標の具体的な内容というひも付けとなり、解説という形で示されることとなります。

二つ目の丸のところですが、必須の教育内容50というように説明してきているこの学習項目なのですが、28番の教育実習は、実践研修コアカリキュラムで満たすと考えており、養成課程コアカリキュラムの学習項目は49項目というように、分けて記すことにここではしております。

現在、到達目標の中身については、解説を記すというところで、先ほど述べました、昨年度の調査研究報告書を使いまして、大項目、中項目として整理していただいた内容を、具体的な到達目標と、それを達成するために必要な具体的な内容という点で、まとめているところです。

最後のところですが、実践研修受講前に、必ず学習・習得することが望ましい内容というものを、この後、御説明したいと思います。

こちらに書いている内容は、養成課程コアカリキュラムに記載している順序は、学習すべき順序を示すものではないということ。また、重要度順でもないということ。また、各機関において必要とされる学習内容を、ただ積み上げるだけではなく、総合的な資質・能力というのを、この課程全体で学んでもらえるような機会の提供を望むということ、書かせていただいております。

次のページからは、コアカリキュラムの具体的な内容になりますが、実践研修のコアカリキュラムと、養成課程のコアカリキュラムに分けて記載しているところです。赤字の部分は、ワーキングの御意見を踏まえまして、少し修正を進めているところです。

御覧いただくと分かると思いますが、全体目標としましては、実践研修の方は、学習項目が六つありますけれど、その全てに到達目標をそれぞれ設けまして、全体として実践研修では、こういうことを身に付けてもらえるような、できるようになるようなことを目指して、実習をしていただきたいということを書いています。こちらに、どのような評価を行うかということ、今後のワーキングで検討していく予定です。

次に、養成課程の方は、49の必須の教育内容というものを、どのような形でまとめていくかということを書き表しております。

具体的には、全体目標としまして、五つの全体目標を、これまでの5区分を引用する形で設けるとともに、その五つの全体目標を達成するために必要な15の下位区分を、15の一般目標というように、各区分に三つずつ落とした形となります。また、それぞれについて解説がありますので、御参照ください。

各区分、15の一般目標は、それぞれ必須の教育内容の学習項目と対応していきますが、この到達目標においては、先ほど述べた昨年度の調査研究の大項目を充てる形で進めております。

スライドの8ページをお願いします。この到達目標は、大項目が当てはまりますが、中項目としてお示ししている内容を達成することで、到達目標が達成できるという形で、具体的にしていこう予定です。

16ページです。ワーキングで御検討いただいていた内容として、修正、更なる検討を重ねているところとしましては、コアカリキュラムの説明の充実、先ほど、スライドを送らせていただきましたが、この部分を更に詳しくしていくこと、また、単なる積み上げと見えないように、また、理念が伝わるようにするという御指摘を踏まえて、修正をしているところです。

また、現在お示ししている実践研修と養成課程の連動として、実践研修受講前に学習することが前提となる要件についても、御意見を頂いております。特に大学等では、年次進行や留学といった、日本語教育を学ぶ方々が、学びにくくなることのないような、そして、大学での学びも達成できるような、そういった配慮が必要であるという旨、御意見を頂いております。そこで現在のところ、特に養成課程と実践研修を一体型で登録するような場合において、その機関の一定の裁量が認められる可能性があるということ。また、実践研修受講前に必ず学んでから実習に行っていたいただきたい内容と、留学等でずれても、同時進行でも構いませんが、本来であれば、実践研修受講前に学ぶことが望ましい学習内容、さらには、実習のタイミングにかかわらず学ぶことを求める内容というように、3段階に分けて現在は整理し、お示しすることを考えているところです。この点につきましては、10月、11月のワーキングでも、引き続き検討していく予定です。

コアカリキュラムに関する御報告は、以上となります。

○浜田主査

ありがとうございました。登録実践研修機関、そして、登録日本語教員養成機関につきましても、同様に審議会で審査・認定が行われることとなりますので、そのための確認事項、特に教育内容のコアカリキュラム、そして実地視察について、御提案をいただきました。では、これについても、まとめて御質問、御意見をお伺いしたいと思います。御質問、御意見がおありの方は、挙手ボタンにてお知らせください。

お考えいただいている間に、私から一つ意見です。コアカリキュラムというものが、平成31年報告、あるいは実態調査に基づいて、非常に丁寧に作られているということが、よく分かりました。ただ例えば、大学の養成でこれを使うとなると、かなり細かいことが書かれていて、大学という場の、自由に様々なことを工夫していくという流れの中でこれを運用するというのは、なかなか難し

いのではないかという感じがいたします。

特に、全ての項目に「何々するために」と書かれているのですが、この部分が、かなり学習者観、学習観を縛っているような印象があります。一方で、カリキュラム論でいう「深さ」というか、「何々について理解する」というのはどの程度までの理解を求めているのかが、必ずしも明確ではなく、その辺りを、もう少し御検討いただければありがたいと思います。

大学での養成は、今、大学経営はどこも非常に苦しいので、言葉を選ばずに言えば、あまり難しいことを言うと、撤退してしまうところも増えてくるのではないかとということも懸念されますので、御検討いただければと思います。

そのほか御意見、御質問等はいかがでしょうか。では、西村委員、お願いいたします。

○西村委員

今の御意見と関連しますが、実践研修と養成講座のコアカリキュラムの連動ということで、実践研修をする前に学んでおくべきことなど、整理してくださったのは、大変分かりやすくなってよかったと思いますが、例えば、14の日本語のこういった項目に関して、含まれる内容はかなり多岐にわたっていて、全て実践研修の前に指導しておくということが、物理的に可能なのかどうか。14の日本語の構造に限ってではないと思いますが、そういったことを、それぞれの機関のカリキュラム全体を見ながら、御判断いただくということになるのかと思いますので、柔軟な対応を今後御検討いただければと思います。10月、11月で、この辺りの話になるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○浜田主査

ありがとうございました。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

質問です。配布資料6の5ページ目の2の養成課程の体制に関する事項の(1)に、「収容定員数に応じた」という文言がありますが、仮に大学がこれの認定を受けようとする場合、収容定員数、つまり、課程の定員は何人ですと示す必要があるのかという質問です。大抵の副専攻を持つ大学の場合、副専攻課程に対しての定員は設けていないと思いますが、それを設けるべきなのか、確認をお願いいたします。

○浜田主査

定員の確認、考え方についてということでございます。では、永田委員、お願いいたします。

○永田委員

実践研修の前に、必ず学習しておくべきが段階を踏んで整理されたのは大変良いのではないかと思います。コアカリキュラムの配布資料の16枚目、表現の問題で、分かりにくいと思われる部分がありました。この一番右の「受講のタイミングにかかわらず学ぶことが求められる」という部分について、ここが分かりにくいと思ひまして、実践研修との絡みだけで示すのであれば、学ぶべき学習項目というのは前提なので、左の「必ず前提要件となるもの」及び「望ましいもの」だけでも良いと思ひました。書き方の問題だと思ひるので、御検討いただければと思います。

○浜田主査

ありがとうございました。学ぶタイミングの表記の仕方ということでございます。では、ここで御質問、御意見を一旦切らせていただいて、事務局からコメントをお願いしたいと思ひます。

○小林日本語教育推進室長

西村委員の実践研修前に受講する科目に関するご質問です。この書き方だと、幅広い科目をどこまで受けないと実践研修は受けられないようにするかという話になってきますので、実際に現場で運用するときには困らないように、その辺りは、もう少し丁寧にお示しができればいいかなと思います。

松岡委員から頂いた御質問で、副専攻の場合の考え方が出てきました。実際に副専攻の学校の御意見もよく聞きながら、受講生の数については、やはり確認をする必要がありますので、便宜的には定員数のような数字を出していただくことが求められてくると思います。では、どのようにやるべきでかというところは、実際にやっぴらっしゃる学校とも、よく相談させていただいて、決めていきたいと思いますが、何らかの数を出す必要はあると思います。

○石澤養成研修専門官

コメントありがとうございます。西村委員のコメントは、浜田委員のコメントと連動していると考えております。どこまで先に学んでもらうかというのは、どの程度の理解を求めているのかということとも連動すると思いますので、どういった書きぶりになるか、また、どのように書いても、それは、こちらから全て示すことは難しいところもあるかと思っておりますので、機関にお任せする部分、自治、自主的な運営というところは、当然必要だと思います。

特に大学の養成で使うと難しいという点については、作りながら考えていたところでもあります。そういったところで、大学と大学以外の機関の両方に対して、効果的なコアカリキュラムとなるように、10月、11月に調整していきたいと考えているところです。また、ワーキンググループの先生方にも、御意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。また、撤退することがないよというものは、大前提だと思いますので、その部分も意識したいと思います。

永田委員がコメントくださいました最後の部分ですが、書かなくてもいいというよりは、どのように書くか悩んだところがありましたので、貴重なコメントを頂いたと思います。この点についても、本来的には、全て先に学ぶことが望ましいという前提がありましたので、先にどこまで、どのように学ぶことが望ましいのかを踏まえながら、今後、更に練り上げていけたらと思います。ありがとうございました。

○浜田主査

ありがとうございました。それでは、先に進めさせていただきたいと思います。

議事2、小学校等における実践研修についてでございます。追加で御説明をお願いいたします。

○伊藤課長補佐

配布資料10「登録日本語教員資格取得のための小学校等における実践研修（教壇実習を含む）の在り方について」に基づき、御説明いたします。登録のワーキンググループでも同様に御議論いただいたのですが、実践研修のうち、教壇実習の場を小中高、特別支援学校等々、ここに書いてある小学校等とする場合について、その是非を含めて、論点として時間を取って御議論をいただきたいと思っております。

前提になる考え方ですが、登録教員制度というものの創設の前提となっておりますのが、直近では、平成31年の国語分科会の御報告や、それを踏まえた、創設に向けた数年間の御議論というのがございまして、その中では、日本語教師、登録教員が日本語指導する対象者というのが、年少者を含めて幅広い対象者ということが、もともとは想定されていたということです。

平成31年報告の必須の教育内容50の中でも、それも受けて、目的・対象別の日本語指導法等々の、幅広い対象者を念頭に置いた教育内容が入っています。ただ、実践研修において、それら幅広い対象者、学習者に対する指導の経験を、全ての方に積んでいただくというのは、当然、現実的で

はないという現状がございます。

そうしたときに、更なる背景状況として、公立学校で日本語指導が必要な児童・生徒が増えているということがございまして、特に学校において日本語指導が行える体制の整備というものが求められていて、登録日本語教員制度が今般成立し、これを日本語指導補助者、もしくは、教員の資質の向上の中で活用していくということも考えられると思います。

實際上、現在、日本語教師の養成課程を大学で実施いただいている多くの大学で、実際に教育委員会や小・中学校と連携して、児童・生徒に対する日本語指導を、教育実習の中に取り入れていらっしゃる大学も、実際にあると把握しているところです。

その中で、論点としてワーキンググループでも御議論をいただいたのが、大きく二つございました。この制度自体は建てつけ上、認定機関の教員が登録日本語教員となります。そうなってくると、「留学」、「就労」、「生活」が、当然、まずもっての対象になってきますので、小学校、中学校、高校等での経験、実践研修を終えた方に、認定機関で働くための資格である登録教員という資格を、与えることの是非ということがございます。

また、仮にそうした実習を行った場合、ただ、登録日本語教員資格というのは、別に何か括弧書きで、どこで実習しましたとか、特にどのような学習者を対象とした経験を積んでいますということが付されるなど、種類が分かれるわけではございません。そこで、我々が構築を目指している研修歴を含めた、各教員の方々のキャリアの見える化をするウェブサイトで、教壇実習ではどのような対象に指導を行ったか、どのような経験をこれまで積んでこられたかということも含めて、示せるようにすべきではないかということを書いております。

それから、実際に仮に小中学校等で教壇実習をする場合に、要件を定めるべきではないかということで、3点挙げさせていただいております。まず、教壇実習を受ける方です。誰でも小中学校で教壇実習ができるということではなく、年少者への日本語指導ということを念頭に置くと、その特性をきちんと踏まえらる方であることが考えられますので、案ということで、教員免許を持っていたり、取得予定者であることが必要ということを書かせていただいております。

実習先の小中学校等も、どこでもいいというわけではなく、日本語指導が必要な児童・生徒がいるということは当然ですが、その上で、一定の体系性を持った日本語指導が行われているということが必要であることから、案の中の二つ目で、特別な教育課程や学校設定科目・課程の中でしっかり実施していらっしゃるということが必要であることが書かれております。

最後に、受入れ体制ということで、認定日本語教育機関に実践研修・教壇実習に行く場合、受け入れ機関側の教員に実習受講者の指導をしていただくことも考えられますが、小中学校等の場合は、恐らく行った先の学校の先生に、教壇実習の指導をお願いしますというわけにはいかない状況にあります。そうした場合に、教育委員会や学校と協定などを結んでいただいた上で、登録実践研修機関、要するに大学側の指導教員が直接学校に出向いて指導に当たるなどといった、本当に受講生が指導を受けられる体制が確認できる必要があるのではないかと考えております。

このようなことを論点として挙げさせていただいております。登録ワーキンググループでも御意見を頂いて追加した事項として、2の①の案のところに赤字で括弧書きがありますが、単純に免許を持っているか、取得予定かというだけではなく、実際の養成課程の中でも、年少者への日本語指導をしっかり学んでもらう必要があるという御意見が出て、修正を加えております。

説明は以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは、ただいまの小中学校等における実践研修につきまして、委員の皆様から御質問、御意見をお願いしたいと思います。真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

いろいろ考えていただいて、ありがとうございます。御配慮は、いろいろ要件の検討のところなどで分かるのですが、心配、危惧しますのは、これで実践研修をされた方が、登録日本語教員ということになると、将来的に教員免許を持っていることに加えて、日本語教員の資格も持っているということになるわけですね。

その方が、日本語教師として年少者対象ではない教育機関で日本語指導をする可能性もあると思いますし、先ほどの説明でも、登録日本語教員の資格というのは一種類であって、そのどこにフォーカスを当てたか、小学校で実習した、していないということは、どこにも付されていないわけですから、今後、資格がどう理解されていくのかということに心配があります。

年少者のための日本語教育であれば、その特殊性、特徴をしっかり学んでおいてほしいですし、逆に成人の学習者に対する教育実習をした人が、十分な知識や研修なしに小学校に来られることも心配です。何か工夫していただけないでしょうか。

○浜田主査

今、御説明の中に、実習についての履歴を取るといようなことが書かれていたと思います。それでは、不十分といようなことでしょうか。

○真嶋委員

履歴を取るといのは、具体的にどういう形になるのでしょうか。

○浜田主査

事務局から御回答をお願いしたいと思います。そのほか、御質問、御意見はいかがでしょうか。特にございませんので、事務局の方から、ただいまの真嶋委員の御質問に対して、回答をお願いします。

○伊藤課長補佐

御回答します。一つが、今の履歴の話についてです。今、正に概算要求もしているところでございますが、登録日本語教員の方が登録いただいた後に、本人の同意は前提になりますが、その方のキャリアの証明になるように、教壇実習をどのような形で受けて、養成課程はどこを修了して、その後どのような研修を受けたかが可視化されるような個人ページを設けたサイトを国として作りまして、そこに、この方は、どういうキャリアをたどってきているかを、対外的にお示しいただけるような仕組みを作ることを考えております。具体的には国のサイトにおいて、教壇実習でどこで誰を対象にして学んだかを、お示しいただけるようにしたいと思っております。

さらに、真嶋委員の御懸念で、一旦、養成課程、実践研修の段階で、特定の施設・機関に行き実践研修を積みますが、年少者に限らず、当然、日本語指導というのは、いろいろな対象者がいて、全ての対象者に対する指導を、実践研修で全て経験できる方というのは、ほぼいないはずですが、そうすると、今まで自分が経験しなかった学習者に対するキャリアに、キャリアチェンジをしようとするときには、文化庁として現在も予算事業がございますが、初任段階の研修も準備する予定ですので、そこで学んでいただいた上で、先ほど申し上げたサイトで、自分はしっかり学んだということを示せるようにしながら、次のキャリアに進んでいただくということが、考えられるのではないかと考えております。

○浜田主査

真嶋委員、お願いします。

○真嶋委員

サイトにそのような履歴がアップされるという具体的な案は、非常に興味深く、良いと思うのですが、学習者でもポートフォリオを一人ずつの先生について作って、何かの形で、本人も外部にも提示できるような日本語教師ポートフォリオがあると、簡便でいいのかなと思いました。思い付きですが、御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○浜田主査

ありがとうございます。では、そのほか御意見、いかがでしょうか。では、戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

2番の小学校等での教壇実習を認める場合の要件について、一言、述べさせていただきたいと思います。第3回のワーキンググループの主な御意見の中にも、いろいろな御意見が出ていますが、もちろん、教育の質の問題も大変重要です。しかし一方で、日本語指導が必要な子供たちも増えているということから、教壇実習においてもやはり教員免許と日本語教育という、両方の専門性を有していなければならないというところを、何とか外せないものでしょうか。つまり、年少者に対する日本語指導を希望している人たちへの道を、開くべきではないかと思っておりますので、その点をお伝えしたいと思います。

○浜田主査

免許を持っていらっしゃらなくても、実際には、指導できる機会というのはあって、例えば地域、あるいは、日本語学校でも、最近子供向けの、18歳未満の生徒を受入れているところもありますので、いろいろな機会はあろうかと思えます。恐らく、教員免許が必須になっているのは、学校では、特別の教育課程という形でカリキュラムを作って指導するようになっていて、特別の教育課程は、正規の課程ですので、教員免許状を持っていないといけないという要件が課されているということです。その辺りが、恐らく今回も、教員免許を必須にしている背景にあると思えますが、事務局から、何かございますか。

○伊藤課長補佐

浜田委員の御指摘のところは、正にそのとおりです。日本語指導の補助者、要は教員を補助する立場として、日本語教師が登録日本語教員として、免許を持っていない方でも学校に入っていく可能性はあると思えます。その場合は、教壇実習で資格を取るときに学校に入るというよりは、一旦、登録日本語教員の資格を持った上で、年少者に対する日本語教師初任研修を設けようと思っておりますので、その研修を受けていただいてから支援に入るというルートもあります。

教員免許を持っていないと小中学校に日本語指導に入るルートが完全に閉ざされるというわけではございません。そこは、免許を持っている方と、補助者として入る方とでルートが分かれるというように理解いただければと思います。

○戸田委員

十分理解しておりますが、教員免許というものが、いつも出てきて、日本語教師が実際の指導に関われない状況を聞きますので、何とか、もっと多くの希望者に道が開けるようにしていただけたらと思っております。

○浜田主査

そのほか、御意見、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議事2につきま

して、これまでとさせていただきます。

では、議事3をお願いいたします。「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループからの御報告ということで、座長の島田委員より、御報告をお願いいたします。

○島田副主査

それでは、昨年度に続きまして、今年度で2年目となります、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの検討状況について、御報告をいたします。

本ワーキンググループは、今年度、5回を予定しており、9月15日に第3回目を開催いたしました。今年度後半は、11月と年明け1月を予定しており、今年度末に、本ワーキンググループとして、「日本語教育の参照枠」補遺版の取りまとめを行う予定です。

配布資料11「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの審議状況報告」を御覧ください。

1ページ目は、目的、主な検討事項例、今年度のスケジュールと、主な検討事項です。本ワーキンググループでは、昨年度のヒアリング及び検討を基に、これまでに示された日本語教育に関する法律や方針等に基づき、CEFR2020補遺版で示された仲介(mediation)に関する言語活動、異文化間能力の育成、新たに示された言語能力技術文(Cando)などを、日本語教育の文脈において、どのように扱っていくのかについて検討し、日本語教育の参照枠(補遺版)の取りまとめを行うことを目的としています。

今回、取りまとめる補遺版は、あくまでも新しい考え方などを追加するものであり、日本語教育の参照枠の内容を訂正・変更するものではありません。

また、日本語教育機関の認定における教育課程編成のための指針については、日本語教育の参照枠の内容に基づいて示されるものであり、今回の補遺版の内容については、含まれておりません。

2ページ目と3ページ目は、補遺版の目次案です。全体の構成は、三つの章と参考資料、参考文献となります。

第1章は、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討経緯です。まず、第1節で、「日本語教育の参照枠」取りまとめ以降の、日本語教育をめぐる現状と課題を整理していきます。

第2節では、「日本語教育の参照枠」取りまとめ以降に示された、政府の方針等を取り上げていきます。

第3節は、CEFR2020の概要及び、キーコンセプト(鍵となる考え方)ですが、これは、もともとのCEFRが、2001年に示された後、その後、欧州の言語教育環境の変化等に対応した内容を示したものです。第3節では、このCEFR2020の概要について、説明いたします。

第4節は、「日本語教育の参照枠」補遺版取りまとめの方針です。この節では、CEFR2020で示された考え方を参照しつつ、これまでに示された日本語教育に係る法律や方針等を踏まえた、日本語教育の在り方をどのように示していくかについて説明しています。この節では、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現のための日本語教育として、今回の補遺版では、異文化間能力、仲介能力、方略のほか、オンラインによるコミュニケーションについて取り上げていくことを示しています。

第2章は、「日本語教育の参照枠」補遺版についてです。この章が、今回の補遺版の本体に当たる部分です。

まず、第1節では、「日本語教育の参照枠」で示した言語教育観について、異文化間能力、仲介能力、方略、オンラインコミュニケーションの視点から捉え直していきたいと思っております。

第2節では、学習者に応じた日本語教育実践を考えていく上で、CEFR2020で示されている、言語の使用者・学習者の個人のニーズを分析するのに有効なプロファイルの考え方と、その考え方に基づいた事例を示したいと考えています。

第3節では、日本語能力の捉え直しとして、異文化間能力、仲介活動、仲介方略、コミュニケー

ジョン言語方略、オンラインによるコミュニケーションについて、これらがどのようなものを説明した上で、日本語教育における事例なども示していきたいと考えております。

第3章は、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教育人材の養成・研修についてです。第2章で示す異文化間能力、仲介活動といったものを扱う授業を行っていくためには、まずは、教師自身がそのような能力を身に付けることが必要です。そのための研修とはどのようなものであるべきかについて、示していきたいと思います。

以上、長くなりました。「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの報告となります。

○浜田主査

御報告ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等があれば、お願いいたします。真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

今日、島田座長から報告があったのは、進捗状況ということで、会議資料として出ていますが、この補遺版は、誰のために書かれたのか、誰に手に取ってほしいのかという、読者意識を考えて、実際の最終版は、もうちょっとリーダーフレンドリーといえますか、読みやすい、親しみのある書きぶりだといいなと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。島田座長から、今の真嶋委員からの御意見について、何かコメントはございますか。

○島田副主査

真嶋委員もワーキンググループのメンバーで、先日の会議でも、そういったことをメンバーでも確認したところでした。後半、具体的な執筆を進める中で、読みやすく、皆様に広く手に取っていただけるような内容にしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○浜田主査

そのほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事4、その他として各種報告案件がございますので、資料に基づいて、事務局より御説明をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

それでは、報告案件で、まず、配布資料12と配布資料13を説明させていただきます。

配布資料12「日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントに寄せられた主な御意見」ですが、8月21日から9月20日の30日間で、日本語教育機関認定法の関係の省令等の案のパブリックコメントを行いました。おおよそ730件の御意見がございました。属性までは、分からないところではありますが、現場の先生、大学の先生など、日本語教育に関心のある方の御意見が、たくさんあったと思います。

の資料では、省令の案に比べて、白丸になっているのは、主に緩和をすべきではないかというもの。黒丸は、もう少し厳格化というか、そういう方向で行うべきではないかというような整理でまとめをさせていただきました。

まず、認定日本語教育機関の関係ですが、教員及び職員の体制に関することでもあります。まず、生活や就労の課程を担当する本務等教員の方、もともと、こちらの授業時数とかも非常にバラエテ

イーに富みますので、フルタイムではなく、柔軟なやり方、勤務形態を可能にしていきたいという御意見。

二つ目の丸ですが、本務等教員が、案では、それぞれの課程ごとということにしておりましたが、それぞれ機関ごと、要するに留学の中に様々な課程があるわけですが、その課程ではなく留学という機関でまとめて見るべきではないかという御意見。

三つ目ですが、本務等教員の配置については、現行の法務省告示機関の制度で、今は60人に1人ということに経過措置でなっておるのですが、60人に1人というようにするべきではないか。案の中では、40人に1人となっております。

四つ目の丸ですが、大学の関係ですが、別科の運営を適切に行っているということが証明できる場合というのは、非常勤の先生が多いことで、専任教員数を限定するべきではないのではないか。また、教員を登録する制度というのを設けているのですが、その場合、大学の制度とそぐわないのではないかという御意見があったところです。

その一方で、また、黒丸の方を見ていただければと思いますが、校長先生は、やはり常勤であるべき。そして本務等教員も、ある程度、雇用形態をやはり考えれば、今後、フルタイムで求めていくべきではないかという御意見。

また、教員数の、やはりもっと割合を増やし、質の確保を行うべきとして、25単位時間、先ほども御意見がございましたが、25単位時間の条件を、もっと下げていくべきではないかという御意見がございました。

施設・設備に関することでは、オンラインが今後は進んでいくということで、ICT環境の整備についても、基準が何かあるべきではないかという御意見がございました。

次は日本語教育課程に関することでもあります。「就労」、「生活」の課程では、やはりフルオンライン、遠隔地、子育て中の方もいらっしゃるということで、今は4分の3までとなっているところの枠を、フルオンラインにするべきではないかという御意見がありました。

また、退学、いろいろな形で学校を辞められる方がいらっしゃるのも、実際に全て、そういう不本意な形で出られるわけではないこともあるということで、学生・機関に不利益がないような扱いも考えていくべきではないかという御意見がありました。

厳格化するべきだという意見としては、やはり同時に授業を行う生徒数が、今は20人以下であるということで、例外の場合は、講義のような形態だというようにしておりますところ、もう少し質保証の観点から、基準を明確化するべきではないかという意見。

また、入学者選抜を適正に行うという御意見。

また、この部分の一番下の黒丸ですが、特に大学等で160単位を上限に、その教育機関でのその後の履修を踏まえて、日本語教育課程以外の科目の履修を可能としておりますが、やはり生徒の日本語能力の関係で、登録日本語教員が補助者として常に授業に入るということを明確化すべきだという御意見がございました。

また、生徒の学習上及び生活上の支援体制ということでは、やはりこの御意見としては、地域の中で、やはりそういう外国の方たちが勉強される場と、地域の中で、どのような信頼関係を築き、生活者として、どうして理解をいただくかということの、そうしたところも認定の基準とすべきだという御意見がございました。

その他ということでは、一つ目の白丸でございますが、情報公表等、ある程度、既存の制度で代えられるところは、そのようにすべきだという御意見がございました。

厳格化すべきというか、厳格に運用すべきだということに関しましては、学費返還のルール。また、自己評価の体制、そして、日本語教育を開始した日も情報公表に入れるべきだという御意見がございました。

続きまして、登録実践研修機関に関することですが、多様であるので、指導者の要件に関しましては、ある程度、今はもう少し広く捉えていますが、学位は日本語教育に係るものに限定すべきで

はないという御意見がございました。

黒丸の方では、実践研修の時間数、45時間、90時間ということで、ある程度、レベルに応じた時間数というのを考えるべきではないかという御意見がございましたほか、ある程度、実践研修の関係では現場感覚ということなので、指導者の要件に、今は研究業績というところもございしますが、やはり実務経験を必ず求めるべきではないかという御意見もございました。

養成機関の関係でございします。白丸であります、教授者の要件は、できるだけ幅広くという要件がございましたことと、現行の養成課程で勤務する方については、もう要件を満たすべきではないかという御意見がございました。

黒丸、厳格化ということでありまして、修士号を求めるべきではないか。また、言語学に偏り過ぎない。養成課程の科目の方でございしますが、ある程度、今ここに書いておりますような日本語学であったり、国際情勢であったり、そうしたものを追加していくべきではないかという御意見もございました。

経過措置のところでございます。こちらは、まず一つ目の白丸ですが、現職者の範囲を、もう少し広げていくべきではないかという御意見が、この一つ目、二つ目の白丸でございしますが、ございました。

そのほか、三つ目の白丸ですが、養成課程の修了者に関しましては、応用試験を免除していただきたいということで、応用試験は免除される案にしているのは、今のところ、民間試験の合格者ですが、養成課程の修了者も、そのように応用試験を免除していただきたいという御意見がございました。

厳格化すべきだということに関しては、やはり、養成講座の質にはばらつきがあるので、試験の合格者とは、差を設けるべきだという御意見。

そして、そもそも経過措置を設けることの是非のような御意見もございました。

その他の御意見であります、日本語教員試験に関しましては、地方在住者に配慮をしてほしいということ。そして、年間複数回実施、C B T化、コンピューター方式の試験ですが、そうした実施も検討すべきだということ。

また、日本語教師の待遇改善に、しっかり取り組んでいただきたいということ。そうした御意見がございました。

文化庁としましては、今後、こうした御意見も踏まえて、省令の制定に向けての作業を進めていきたいと思っております。

続きまして、配布資料13「日本語教員試験試行試験の協力者募集について」です。試行試験の概要は、前前回の小委員会で概要を説明させていただいたところですが、まず、試行試験の概要、日時等です。本試験は、また来年ということになりますので、今年の試行試験のもので、日時が12月10日で、会場は、仙台から福岡の5か所。こちらは、予算上このようになっているということで、来年も同じというわけではありません。

協力者は、大体3,000人の方に試行試験を受験いただくことを考えております。

どのような方を協力者とするかということで、こちらの試行試験というのは、来年度の本試験の検証を行うためのものでありますので、基本的には、今後、試験を受けられる方とよく似たような層の方ということで、協力者の考え方として、試験範囲の内容を、おおむね習得をしていると考えられる方を中心に協力を依頼ということ、まずこれが基本でありまして、内容の検証のため、上記の方と対照ができるような方ということで、必須な教育内容は、まだそれほど習得していない方というのを、対象者として入れたいと考えております。

ということで、内訳を見ていただければと思いますが、区分1、本試験の受検者層に近いということで、約2,700名の方に、例えば、一つ目の丸、告示校に勤務される現職教員の方で、3年未満の教師歴の方。あと、養成課程等の在籍者のうち、全体の8割以上を履修済みの方ということで、大学の方でいくと、後半の方ということと思っております。

区分2が、まだあまり学習が進んでいないという方で、こちらは大体、養成課程のうち、履修済みが全体の2割以下の方ということで、大体、大学でいいますと1年生ぐらいの方ぐらいを想定しています。

試行試験までの実施のスケジュールですが、現在は、事前調査期間ということになりますが、いろいろな学校の方にも協力依頼をさせていただいておるところです。10月に入りますと、実際に申請をいただくということを予定しております、受験票、こちらは来年の試験と、ほぼ同じような形態で、来年のためということもありますので、受験票もお出しをする予定ですが、11月中旬頃に受験票を出しまして、試行試験は、12月10日ということ考えております。

○堀課長補佐

続きまして、配布資料14、来年度、令和6年度の概算要求について御説明いたします。

まず、来年度でございますが、文化庁国語課で担っております、日本語教育に関しましては、文部科学省の総合教育政策局の方に、来年は所管が移管するというので、総合教育政策局からの要求という形にしております。

2ページ目に、簡単な概要というのを示させていただいております。時間も少ないものでございますので、簡単に拡充案件について御説明いたします。

まず、審議会の関係でございますが、文化審議会から中央教育審議会に係る審議ということで、生涯学習分科会日本語教育部会という形で、予算を要求させていただいております。皆様方は、今は日本語教育小委員会でございますが、これが部会ということで要求になっております。

大多数の予算に関しましては、御議論いただいております認定機関に関する認定。または、実践研修とか、養成課程の機関の登録というものに関する審議経費等がございます。大体、認定機関に関しては200件ぐらい、登録に関しては100件ぐらいのものを見込んだ形で、要求をさせていただいております。

次にページをおめくりいただきまして、4枚目の方でございます。拡充の方は、これも基本的には継続でございますが、地域日本語教育に関する推進事業に関しましては、これは今現在、54団体の都道府県等の方々に御協力いただいております、来年は58件ということで考えております。予算上は、プラス3件の自治体の増ということで、3,000万円増という形にさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、9枚目の方でございます。資格の整備等による日本語教育の水準の維持・向上ということで、今回の日本語教育機関は推進法の、正に環境を整備する予算ということでございます。柱が三つございます。

一つは、日本語教員の試験実施業務ということで、先ほど、小林室長の方から、試行試験でございますが、一応、来年度は試行試験の2回目を予定しております、あとは、一番の大きいものは、本試験の予算ということになっております。

2本目は、認定後ポータル構築・運用ということで、今年度も試行的に作成しておりますが、来年度は、国の直轄のポータルということで構築いたしまして、それに係る運用・保守業務ということで、予算要求をさせていただいております。

三つ目が、登録日本語教員の現職者の方々の場合においては、講習を受けた場合においては免除云々でございますが、そこに係る講習実施業務ということで、予算要求をさせていただいております。

次をおめくりいただきまして、10ページ目です、これはどちらかといいますと、文部科学省として、認定法の施行事務に必要な経費ということで、膨大な手続がございますので、それに係る諸経費等ということで、コールセンターとか、またはそれに係る、例えば、非常勤専門員であるとか、非常勤職員とか、そういったものに係る経費等を付けさせていただいております。

14枚目は、難民に関する予算ということでございます。これまで条約難民と第三国定住難民の

方々に対する支援をさせていただいておりますが、来年度、補完的保護対象者、先般の改正入管法において成立しました、難民に準じる形の補完的保護対象者に関する日本語教育ということで、人数の規模感は、数百人以上ということでございますので、それに係る日本語教育を、条約難民と同等レベルで御支援するということの予算を、要求させていただいております。こういった形で、それ以外に関しましては、今年度と同様に来年度もきちんと支援させていただくという形になっております。

○浜田主査

御説明ありがとうございました。ただいまの御説明について、御質問、御意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。では、西村委員、お願いいたします。

○西村委員

パブリックコメントの御意見の中で、教員及び体制に関する部分で、三つ目の丸の部分の御意見があったかと思いますが、これに関して、多くの同じような声を周りの教員、あるいは機関から聞いております。課程ごとではなく、機関ごとに定員を配置してほしい、今の告示基準に応じた形で、60人に1人という専任配置の人数を、当座、継続してほしいという御意見がありましたので、併せてお伝えしたいと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。そういう御意見でございます。

まだ御意見がおありかと思いますが、本日いただけなかった御意見については、事務局の方にメールでお送りいただけたらと思います。

議事はここまでとさせていただきます。事務局の方より、連絡事項等をお願いしたいと思います。

○増田日本語教育調査官

御審議ありがとうございました。今後のスケジュールについて申し上げます。参考資料1に記載しておりますが、本日の審議を踏まえまして、9月29日金曜日10時より、国語分科会に御報告をいただく予定でございます。

次回の第122回日本語教育小委員会は、11月24日金曜日10時から開催予定でございます。

また、第4回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループは10月13日金曜日15時から、第4回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループは、10月10日火曜日10時から、第4回「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループは、11月17日金曜日15時から、それぞれ開催を予定しております。委員の先生方、御出席くださいますようお願い申し上げます。

本日は御意見をたくさん頂いており、全てにお答えできませんでしたが、先生方に御指摘いただいた点を踏まえて見直し、更に良い形にしていきたいと考えております。ありがとうございました。

○浜田主査

それでは、これもちまして、第121回日本語教育小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。